

平成 27 年 5 月 15 日

各 位

株式会社 宮崎銀行

預金規定等における暴力団排除条項の一部改定について

株式会社宮崎銀行(頭取 小池 光一)は、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)等を踏まえ、平成 22 年 9 月 1 日以降、各種規定に暴力団等の反社会的勢力を排除する条項(「暴力団排除条項」)を導入しております。

このたび、反社会的勢力との関係遮断・取引排除体制の一層の強化を図ることを目的に、各種預金規定等に定める暴力団排除条項を下記のとおり一部改定しますので、お知らせいたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引引きいただいているお客さまにも適用されます。

引き続き当行は、反社会的勢力との関係遮断のための取り組みを推進してまいります。

記

1. 改定内容

反社会的勢力の該当要件に次の要件を追加します。

- (1) 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
- (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (4) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (6) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 改定する規定等

普通預金規定、総合口座取引規定、各取引に共通する規定(定期預金・積立定期預金・定期積金・通知預金・譲渡性預金)、財産形成預金規定、納税準備預金規定、貯蓄預金規定、貸金庫規定

3. 実施日

平成 27 年 5 月 18 日(月)

以 上

本件に関するお問い合わせ先
リスク統括部 担当:永坂 TEL (0985)32-8243